

事務連絡
令和元年6月28日

各障害福祉サービス事業所等
管理者 各位

奈良県福祉医療部障害福祉課長
(公印省略)

令和元年度福祉・介護職員等特定処遇改善加算の届出について(通知)

平素は本県障害福祉行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和元年度の障害福祉サービス等報酬改定で創設された福祉・介護職員等特定処遇改善については、厚生労働省から「福祉・介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和元年5月17日付け障障発0517第1号)が示されました。

つきましては、本年度に特定加算を算定する場合は、下記により「福祉・介護職員等特定処遇改善計画書」等の提出をお願いします。

記

1.提出期限

① 令和元年10月から新たに加算を算定する場合

令和元年8月30日(金)必着

② 令和元年度11月以降に新たに加算を算定する場合

加算を取得しようとする月の前々月の末日(例:11月から算定開始の場合、9月末日まで)

2.提出書類

- | | |
|--|------------------|
| ①特定処遇改善計画書(別紙様式2) | …全事業所提出 |
| ②指定権者内事業所一覧表(添付書類1) | …全事業所提出・指定権者毎に作成 |
| ③届出対象都道府県内一覧表(添付書類2) | …該当の事業所のみ提出 ※1 |
| ④都道府県状況一覧表(添付書類3) | …該当の事業所のみ提出 ※1 |
| ⑤職員分類の変更特例に係る報告(添付書類4) | …該当の事業所のみ提出 ※2 |
| ⑥特別な事情に係る届出書(別紙様式4) | …該当の事業所のみ提出 ※3 |
| ⑦介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書 | |
| ・障害児関係事業所は「障害児(通所・入所)給付費算定に係る体制等に関する届出書」 | |
| | …全事業所提出 |
| ⑧介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表 | |
| ・障害児関係事業所は「障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表」 | |
| | …全事業所提出 |

※1 奈良県以外の指定権者から指定を受けた事業所も含めて一括届け出る場合は、③④も提出する。

奈良県から指定を受けた事業所のみを届け出る場合は提出不要。

※2 事業所内配分における職員分類の変更特例を適用する職員がいる場合に提出する。

※3 事業の継続を図るために、福祉・介護職員の賃金水準（加算による賃金改善分を除く。）を引き上げた上で賃金改善を行う場合に提出する。

3. 各種様式について

県障害福祉課ホームページに掲載しておりますので、下記の掲載場所よりダウンロードのうえ記入願います。

<掲載場所>

奈良県トップページ ⇒ 県の組織 ⇒ 障害福祉課

⇒ 指定障害福祉サービス等及び障害児通所・入所支援事業者申請

⇒ 最新情報:2019年6月28「令和元年度福祉・介護職員等特定処遇改善加算について」

<アドレス> <http://www.pref.nara.jp/50285.htm>

※ 必ずホームページより最新の書式をダウンロードしてください。

4. 提出先

・ **郵送**にて提出（1.提出期限に記載の期限 必着）

【宛先】〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地 奈良県障害福祉課 自立支援・療育係

※ 封筒に「令和元年度処遇改善特定加算申請書在中」と記載してください。

5. 留意事項

・ 1により届出た内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしてください。

・ 各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、実績報告書を提出してください。（実績報告については別途通知します。）

なお、実績報告の際に、賃金改善額が加算算定額を上回っていない場合は、全額返還になりますので、ご注意ください。

・ 奈良市内に所在する事業所は、奈良市への提出となりますので、様式・提出期限等の詳細については、奈良市障がい福祉課までお問い合わせください。

・ 複数の事業所等を一括して届け出る場合で、指定権者が複数いる時は、同一の計画書を各指定権者へ提出してください。